

青選管第143号
令和7年6月30日

立候補予定者 各位

青森県選挙管理委員会事務局長
(公 印 省 略)

選挙運動に従事する者等の報酬及び実費弁償の額の改正について

標記につきましては、令和7年6月30日付け青森県選挙管理委員会告示第47号により、別紙のとおり改正しましたので、お知らせします。

※ 立候補予定者等説明会資料1（立候補の手引き P42～43）に記載した金額に変更はありません。

担当：選挙グループ 高橋、田中
電話：017-734-9076
mail：senkan@pref.aomori.lg.jp

青森県選挙管理委員会が管理する選挙における実費弁償の額及び報酬の額
(令和7年6月30日改正後)

1 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる報酬の額

区分	改正前の額	改正後の額
ア 選挙運動のために使用する事務員	1日につき1万円	<u>1日につき1万5千円</u>
イ 車上等運動員	1日につき1万5千円	<u>1日につき2万円</u>
ウ 手話通訳者	1日につき1万5千円	<u>1日につき2万円</u>
エ 要約筆者	1日につき1万5千円	<u>1日につき2万円</u>

2 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の額

区分	改正前の額	改正後の額
ア 鉄道賃	<u>鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額</u>	⇒改正なし
イ 船賃	<u>水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額</u>	⇒改正なし
ウ 航空賃	⇒定めなし	<u>航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額</u>
エ 車賃	<u>陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額</u>	⇒改正なし
オ 宿泊料（食料2食分を含む。）	1夜につき1万2千円	<u>1夜につき2万3千円</u>
カ 弁当料	1食につき千円、1日につき3千円	<u>1食につき千五百円、1日につき4千5百円</u>
キ 茶菓料	1日につき5百円	<u>1日につき千円</u>

3 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる報酬の額

区分	改正前の額	改正後の額
ア 基本日額	<u>1万円</u>	⇒改正なし
イ 超過勤務手当	<u>1日につき基本日額の5割</u>	⇒改正なし

4 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償の額

区分	改正前の額	改正後の額
ア 鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃	2のア、イ及びエに掲げる額（航空賃定めなし）	<u>2のアからエまでに掲げる額（航空賃追加）</u>
イ 宿泊料（食料を除く。）	1夜につき1万円	<u>1夜につき2万円</u>

※ 公職選挙法等の施行等に関する規程（昭和57年12月青森県選挙管理委員会告示第55号）第138条の改正によるもの。（令和7年6月30日改正）